

西条市歯科医師会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、愛媛県歯科医師会定款第6条に基づき設置する。

第2条 本会は、西条市歯科医師会という。

第3条 本会は、西条市歯科医師会会員の歯科医師をもって組織する。

第4条 本会は、歯科医道の高揚並びに歯科医学及び歯科医術の発展普及を図るとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために、本会は適宜以下の事業を行う。

- 一 歯科医学の高揚に関する事業
- 二 歯科医学及び歯科医術に対する助成に関する事業
- 三 公衆衛生の啓発指導に関する事業
- 四 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士及び歯科医療担当事務員等の補修教育等に関する事業
- 五 歯科医業経営改善その他歯科医業の促進発展に関する事業
- 六 学校歯科保健に関する事業
- 七 歯科医療における社会保険制度の周知徹底に関する事業
- 八 歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上に関する事業
- 九 歯科技工の向上に関する事業
- 十 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第6条 本会の事務所は、会長（第3章 役員の項参照）宅に置く。

第2章 会 員

第7条 会員は愛媛県歯科医師会、日本歯科医師会の会員に限る。

② 本会の入会にあたり、愛媛県歯科医師会、日本歯科医師会の会員でない場合は、それぞれに同時に申し込み手続きを行うものとする。

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出する。

② 会員は、異動が生じたときは異動届を会長に提出しなければならない。

第9条 会員は、総会において定める入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

第10条 会員は、退会しようとするときは事前に会長に届出なければならない。

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決により、除名又は戒告することができる。

- 一 歯科医師としての職務を汚したとき
- 二 会費又は負担金を正当な理由なく1年以上滞納したとき
- 三 本支部会の名誉を毀損し、又はその設立趣旨に反する行動をしたとき

第12条 会員が日本歯科医師会、愛媛県歯科医師会から除名処分を受けた場合又は

歯科医師の身分を失ったときは、同時に本会の会員たる資格を失うこととする。

第3章 役員等

第13条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
理事 数名
監事 1～2名

- ② 会長は総会（第5章 会議の項参照）において選出する。
- ③ 副会長、理事及び監事は、次期会長が指名し総会の承認を得る。

第14条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- ② 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事等は、理事会を構成し会務の遂行を決定する。
- ④ 監事は、会計を監査する。

第15条 役員任期は2年とし、会長は2期を限度として再選を認める。

ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 役員にはその任に応じて年間手当を支給する。

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- ② 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 愛媛県歯科医師会代議員、予備代議員

第18条 総会において愛媛県歯科医師会代議員、予備代議員を選挙にて選出する。

第5章 会議

第19条 会議は、通常総会・臨時総会・例会及び理事会とする。

- ② 通常総会は、毎年1回 会長が招集する。
- ③ 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、これを招集することができる。
- ④ 通常総会及び臨時総会は、会員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑤ 例会は、毎月1回程度開催するものとする。
- ⑥ 理事会は、会長・副会長・理事等で構成し、必要の都度 会長が招集する。

第5章 会計

第20条 本会の会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第21条 本会の予算は、会長が理事会の議決を経て編成し、総会の議決を経なければ

ばならない。

第 22 条 会長は、予算の補正の必要が生じたときは、理事会の承認を経て補正予算を編成し、総会の議決を経なければならない。

第 23 条 当該会計年度の収入及び支出に関する事務は、翌年 7 月 31 日までに完結しなければならない。

第 24 条 会費、入会金及び負担金の額は、総会又は例会において決定する。

第 7 章 会則の変更等

第 25 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。

第 26 条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会にて審議し総会において規則、細則として承認を得る。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 7 月 25 日 一部改定。